

第56回水戸市芸術祭市民音楽会実施要項

- (1) 趣 旨 市内において音楽活動をしている団体を対象として音楽会を開催し、
各々の音楽性の向上を図るとともに、市民文化の発展に寄与する。
- (2) 日 時 令和7年7月12日（土）、13日（日）の午後
※事前リハーサル 7月9日（水）、10日（木）、11日（金）
- (3) 会 場 水戸芸術館コンサートホール ATM
(〒310-0063 水戸市五軒町 1-6-8 TEL 029-227-8111)
- (4) 主 催 水戸市文化振興協議会 水戸市 水戸市教育委員会
公益財団法人水戸市芸術振興財団 茨城新聞社
水戸市芸術祭市民音楽会実行委員会
- (5) 種目及び演奏時間 **重唱・重奏・合奏（3名以上）** 演奏7分以内
※重唱は5名以内、合奏のうち吹奏楽は指揮者を除き20名以内とする。
- (6) 参加資格 市内で音楽活動をする **3名以上からなる団体**（1団体1ステージ）
- (7) 参 加 料 7,000円（1団体につき）（全体会議時に徴収、返金対応はなし）
- (8) 申込方法 下記ア～オを、5月9日（金）（必着）までに下記申込先あて申し込む。
ア 申込書（様式1）
※演奏時間は正確に計測して記入すること。
※指揮者、伴奏者が複数団体に出演する場合、すべての団体名を記入すること。
イ 演奏曲目（様式2）
ウ 事前リハーサル希望日（様式3）
エ ステージカード（様式4）
オ 演奏曲の楽譜の表紙、曲名の部分のコピー
作詞者・作曲者名（**日本人以外の場合はカタカナ表記**）が明記されているもの。
- (9) 禁止事項について
 - ・アンプやマイク等の電子機器の使用は不可とする。
 - ・ピアノの使用は1台のみとする。また、ピアノの演奏者が使用する椅子は背もたれありのものとする。
 - ・演奏時間内で、複数の曲を独唱、独奏することは、3名以上で出演する場合においても、不可とする。
- (9) 申込・連絡先 水戸市芸術祭市民音楽会実行委員会事務局
(水戸市市民協働部文化交流課内)
〒310-8610 水戸市中央 1-4-1
TEL：029-291-3846 FAX：029-232-9250
E-mail：bun.kou@city.mito.lg.jp
- (10) 備 考 ○昨年度からの変更点については、網掛け表示。
○原則、1団体1名が、出演しない日の係員として運営に協力する。（実行委員所属団体は除く。）
○その他詳細は、実行委員会において決定する。
○全体会議 日時：令和7年6月13日（金）午後6時00分から
会場：水戸市役所本庁舎4階中会議室4（水戸市中央 1-4-1）